

事業主体：佐賀県

再生課題：湿原の再生



かしばるしつげん 榲原湿原

再生目標

昭和中期頃の湿地植生を再生し、人為活動との適切な関係を再構築

DATA

エリア：自然公園区域外
所在地：佐賀県唐津市
着手：H 14

榲原湿原地区自然再生協議会

概要：自然遷移の進行により悪化している湿原環境を良好な状態へ再生。

設立日：H 16.7.4
構成員数：42
全体構想作成日：H 17.1.26
実施計画作成日：
● H 17.3.31 (榲原湿原地区/佐賀県)
(H 19. 3 現在)



榲原湿原は面積約 120ha の湿地で、貴重な湿原植物、昆虫などの宝庫であり、継続的な人為的管理により自然遷移が抑制されてきました。しかし、昭和 46 年開設の七山村道による湿原の分断、野焼きやオオミズゴケの除去等の中断により、開放水面の減少や、陸化が進行しています。このため、特定植物の繁茂や枯れた植物体の堆積といった自然遷移の進行により、悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを目的とした取り組みを進めています。

榲原湿原の現状



ハッチョウトンボ



かつての開放水面が低木林化



ミズゴケの堆積およびミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

自然再生の手法

- ▶ 段階的な植生除去→①
- ▶ 侵入した灌木の除去
- ▶ 湿地を分断している村道移設（検討中）

湿地各箇所の潜在的な自然植生を推定した上で、それぞれの環境要素等を加味して再生植生の選定や再生目標の設定を行います。また、それぞれの状況に合わせて、オオミズゴケや木本類の除去、池の造成等様々な手法を組み合わせた再生事業を進めています。

① ミズゴケの除去による自然植生の再生



ミズゴケ等の堆積により陸化が進行



浚渫および植生の抜き取りを実施



開放水面の拡大により多様な植生が回復

事業実施区域



自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生の基本理念、実施者等の責務、その他推進に必要な事項を定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

1 自然再生の定義

自然再生とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理すること

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

2 自然再生の基本理念

生物多様性の確保

● 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行う。

地域の多様な主体の参加と連携

● 自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施する。

科学的知見に基づく実施

● 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力および生態系の微妙な均衡などを踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施する。

順応的な進め方

● 自然再生事業は、事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを当該事業に反映させる方法により実施する。

自然環境学習の推進

● 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮する。

3 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針

自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針 → 政府が策定

(環境大臣が、農林水産大臣および国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定)
～おおむね5年ごとに見直し～

地域の取組み

実施者（行政機関・NPO等）の発意・呼びかけ

協議会の取組み

自然再生協議会の組織化

全体構想の作成（協議会）

実施計画案の協議（協議会）

- ① 実施計画 実施者 1 (〇〇省)
- ② 実施計画 実施者 2 (△△町)
- ③ 実施計画 実施者 3 (NPO)

連絡調整

自然再生事業の実施（実施者）

モニタリングの実施
評価結果の事業への反映

地域住民・特定非営利活動法人、専門家・土地所有者・関係地方公共団体・関係行政機関
参加

主務大臣および都道府県知事

意見聴取

自然再生専門家会議

意見

自然再生推進会議

自然再生の推進を図るための連絡調整（関係行政機関で構成）

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。